

令和 7 年第 2 回教育委員会議事録

令和 7 年 1 月 22 日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和 7 年 1 月 22 日（水）午後 1 時 20 分～午後 3 時 21 分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 渋谷 正 宏 委 員 對馬 初 音

委 員 伊井 希志子 委 員 前田 小百合

委 員 大川 康 徳

出席説明員 事務局次長 岡本 勝 実 教育政策担当部長 松 尾 了
生涯学習担当部長 生涯学習担当部長 教育人事企画課長

学校整備・支援担当部長 高山 靖 庶務課長 渡邊 秀 則
学校 ICT 担当課長

学務課長 森 令 子 特別支援教育課長 河合 義 人
就学前教育支援センター所長

学校支援課長 中曾根 聡 学校整備課長 安川 卓 弘

学校整備担当課長 鈴木 伸 建 生涯学習推進課長 本橋 宏 己

済美教育センター 古林 香 苗 済美教育センター 加藤 則 之
所 長 統括指導主事

済美教育センター 清水 里 恵 済美教育センター 半野田 聡
統括指導主事 教育相談担当課長

中央図書館長 出保 裕 次

事務局職員 庶務係長 池田 佳世 担当書記 松尾 菜美子

傍 聴 者 0 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第2号 図書（令和7年度中学校教師用指導書）の買入れについて
（区議会提出議案に関する意見聴取）
- 議案第3号 令和6年度杉並区一般会計補正予算（第10号）
（区議会提出議案に関する意見聴取）
- 議案第4号 令和7年度杉並区一般会計予算
（区議会提出議案に関する意見聴取）
- 議案第5号 教育財産の用途廃止について

(報告事項)

- (1) (仮称) 杉並区いじめの防止等に関する条例の制定について
- (2) 区立学校教育管理職の人事異動について（令和7年2月1日付け）
- (3) エデュケーション・アシスタントの導入について
- (4) 令和6年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰について
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (6) 令和6年度学力等調査の結果について

目次

議案

議案第2号	図書（令和7年度中学校教師用指導書）の買入れについて （区議会提出議案に関する意見聴取）・・・・・・・・・・	4
議案第3号	令和6年度杉並区一般会計補正予算（第10号） （区議会提出議案に関する意見聴取）・・・・・・・・・・	5
議案第4号	令和7年度杉並区一般会計予算 （区議会提出議案に関する意見聴取）・・・・・・・・・・	13・37
議案第5号	教育財産の用途廃止について・・・・・・・・・・	18

報告事項

（1）（仮称）杉並区いじめの防止等に関する条例の制定について・・・・・・・・・・	18
（2）区立学校教育管理職の人事異動について （令和7年2月1日付）・・・・・・・・・・	44
（3）エデュケーション・アシスタントの導入について・・・・・・・・	23
（4）令和6年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰について・・・・・・・・	27
（5）杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・・・・・	30
（6）令和6年度学力等調査の結果について・・・・・・・・・・	31

教育長 定刻になりましたので、ただいまから令和7年第2回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。本日、理事者の公務の都合により、時間を前倒しして開会させていただくことになりました。ただし、既に前回の教育委員会にて今回の開会時間を周知していますことから、傍聴者への配慮として、当初の開会予定時間である午後2時までは非公開と決定した案件のみを扱うこととさせていただきます。

それでは、本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員とのご指名がございましたので、よろしくお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案が4件、報告事項6件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第2号から4号までにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。また、報告事項2番につきましては、人事に関する案件となっております。したがって、議案第2号から4号までの審議及び報告事項2番の聴取につきましては、地方教育行政の組織及び運営に管理する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、そのようにさせていただきます。

冒頭でお話ししたとおり、先に非公開案件を取り扱うこととし、当該議案審議や報告聴取が途中となった場合でも、午後1時55分頃に一旦中断し、暫時休憩とさせていただきます。そして、午後2時から公開となる議案審議及び報告事項の聴取をさせていただき、その後、審議等が完了していない案件があった場合には、当該案件の審議等を再開させていただきます。

それでは、議案の審議を行います。庶務課長、お願いします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第2号「図書（令和7年度中学校教師用指導書）の買入れについて」を上程いたします。私から説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年8月7日の教育委員会で教科書の採択

が行われたことに伴い、区立中学校で使用する教師用の指導書を買入れるものでございます。

契約金額につきましては、6,523 万 9,900 円。契約の相手方は、東京都第一教科書供給株式会社。契約の方法は、随意契約でございます。数量は 16 種目、計 857 冊となっております。全教科の教科書に対応した指導書を全中学校に 1 冊ずつ購入いたします。種目ごとの冊数、内訳等は議案に別に添付してございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの内容につきまして、何かご意見、ご確認がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございます。教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第 2 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第 2 号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第 2、議案第 3 号「令和 6 年度杉並区一般会計補正予算（第 10 号）」を上程いたします。引き続き、私からご説明申し上げます。

それでは、議案第 3 号「令和 6 年度杉並区一般会計補正予算（第 10 号）」のご説明になります。資料の 3 枚目までお進みいただいて「一般会計補正予算概要」の 1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の表の「事務事業名」の欄に記載されております教育費のうち、26 事業について、「補正額」の欄に記載の金額を補正するものでございます。

今回の補正予算につきましては、本年度の事務事業執行によりまして、実績として生じた残額を歳出予算から減額するというものが主な内容となります。

はじめに、表の 1 番目「就学事務」についてご説明します。児童・生徒の学籍等を管理している学齢簿システムにつきましては、国が目標と定めておりました令和 7 年度末までの標準化移行が、全国的な SE の不足により困難となったことから、システム構築時期を後ろ倒しした

ため、今年度不要となる構築経費 6,810 万 2,000 円を減額するものでございます。併せて、特定財源の国・都支出金、「デジタル基盤改革支援補助金」の歳入予算についても、同額 6,810 万 2,000 円を減額するものでございます。

次に、2 番目「特別支援教育」についてご説明します。医療的ケア児対応の看護師派遣委託につきまして、予算額より入札額が下回ったことにより発生した落差金 400 万円を減額するものでございます。

次に、3 番目「教育職員人事事務」について説明いたします。庶務事務システム及び経費精算システムのライセンスに係る使用料につきまして、予算額より契約金額が下回ったことにより発生した落差金 2,000 万円を減額するものでございます。

次に、4 番目「特別支援学級・学校の環境整備」についてでございます。済美養護学校中学部増築・改修工事に係る埋蔵文化財調査について、令和 5 年度に実施いたしました確認調査において、調査対象の南側については遺跡が発見されず、本調査の必要がないことが判明いたしました。そのため、調査範囲の縮小により 1,632 万 1,000 円を減額するものでございます。

次に、5 番目「国際理解教育の推進」についてです。区立学校における帰国・外国人児童・生徒については増加傾向ですが、日本語指導を必要とする児童・生徒の増加率が予算上の想定より少なかったため、日本語指導に当たる講師謝礼金の実績が予算を大幅に下回る見込みとなりましたので、550 万円を減額するものでございます。

次に、6 番目「情報教育の推進」についてでございます。児童・生徒用タブレット端末の更新端末に関する賃貸借など、幾つかの ICT 機器に関する賃貸借契約におきまして、入札結果により落差金が生じたこと、また、令和 2 年度に契約を行った教員タブレット PC システムの賃貸借の再リース品を一部見直したこと、更に区立学校情報ネットワーク基盤システム再構築委託につきまして契約内容を見直したことにより、予算額に残余が生じました。このため 1 億 4,441 万円を減額するものでございます。

次に、7 番目の「通学路の設置管理」についてでございます。小学校の児童の登下校時の事故防止を図るため、「通学案内及び交通指導業務」を委託しており、不足が生じないよう予算措置しているところですが、

実際の業務時間から実績に応じて 1,700 万円、また、通学路防犯カメラの交換工事の費用等を実績に応じて 809 万 4,000 円、計 2,509 万 4,000 円を減額するものでございます。

次に、8 番目の「学校給食の推進」についてでございます。学校給食調理業務委託契約の入札予定価格の見直しによる差額、1,300 万円を減額するものでございます。

次に、9 番目「教育相談等運営」についてでございます。当初予算におきまして、区立学校で不登校児童・生徒のための居場所として運営している校内別室のボランティア謝礼を計上いたしましたが、当初の見込みよりもボランティアが集まらなかった学校があり、予定よりも実施回数が少なかったため、1,879 万 3,000 円を減額するものでございます。また、特定財源の国・都支出金、「校内別室指導支援員配置事業補助金」の歳入予算についても、東京都の交付金額決定に伴い、2,976 万 9,000 円を減額するものでございます。

次に、10 番目「学校教育への支援」につきまして、区の教育課題の研究を行う「教育課題研究指定校事業」及び東京都の補助、または委託を受けて学校が研究を行う「都教育研究奨励事業」につきまして、本事業を活用する学校が当初の想定より少なかったこと、また、「補習授業支援」につきましては、中学生パワーアップ教室の実施時期を変更したことにより本事業の委託費が減額となったことなどにより、計 700 万円を減額するものでございます。なお、「都教育研究奨励事業」のための都からの委託金である「教育方法等改善研究委託金」の歳入予算につきましても、歳出予算の減額に合わせて 380 万円を減額するものでございます。

次に、11 番目「済美教育センター維持管理」についてご説明いたします。今年度仮移転した済美教育センターの管理経費につきまして、エアコンリース契約の入札落差が生じたこと、また、光熱水費の請求金額が見積りを下回るものがありましたので、1,520 万円を減額するものでございます。

次に、12 番目の「小学校の運営管理」について説明いたします。小学校の電気料金につきましては、予算見積時に比べて実際の料金が下がったことにより、1,600 万円を減額するものでございます。また、特定財源の国・都支出金、「学校施設建設費補助金」の歳入予算につい

ても、交付金額の内定状況を踏まえまして、1,536 万 7,000 円を減額するものでございます。

次に、13 番目の「小学校の維持管理」についてご説明いたします。機械設備点検保守委託等につきまして、契約落差が生じたことにより 600 万円を減額するものでございます。

次に、14 番目の「小学校の移動教室」についてでございます。こちらは小学 5・6 年生の移動教室の宿泊費・体験費等につきまして、欠席者分等の実績による残が生じたため、1,900 万円を減額するものでございます。

次に、15 番目「小学校就学援助」について説明をいたします。こちらは令和 6 年度就学援助認定者に対しまして支給した就学援助費に、実績による残が生じましたので、995 万 1,000 円を減額するものでございます。

次に、16 番目「杉並第二小学校の改築」についてです。環境整備工事の入札不調等による工事費及び工事監理費等の減額のため、1 億 5,660 万円を減額するものでございます。また、これに伴い、特定財源の国・都支出金、「学校施設建設費補助金」の歳入予算につきましても、528 万 4,000 円を減額するものでございます。

次に、17 番目「小学校の長寿命化改修」についてでございます。設計及び工事につきまして、契約落差及び一部工事の後ろ倒しにより、1 億 200 万円を減額するものでございます。また、特定財源の国・都支出金、「学校施設建設費補助金」の歳入予算についても、内定状況を踏まえて 1,846 万 6,000 円を減額、加えて、その他といたしまして、「施設整備基金繰入金」の歳入予算についても、当初見込み額との差、2,900 万円を減額するものでございます。

次に、18 番目の「高井戸小学校の増築」についてです。特定財源の国・都支出金、「公立学校木の教育環境整備補助事業補助金」の歳入予算につきまして、内定状況を踏まえ、952 万 3,000 円を減額するものでございます。

次に、19 番目の「中学校の運営管理」でございます。12 番に説明いたしました小学校と同様、中学校の電気料金が下がったことで 2,800 万円の減額。更には、特定財源の国・都支出金、「学校施設建設費補助金」の歳入予算についても、内定状況を踏まえまして、79 万 3,000 円

を増額するものでございます。

次に、20 番目「中学校の移動教室」についてです。こちらは貸切バスの賃借料について、入札結果において生じた差額 500 万円を減額するものでございます。

次に、21 番目「中学就学諸援助」について説明いたします。こちらは、先ほど 15 番目の「小学校就学諸援助」と同様に、就学援助費に実績による残が生じたため、1,769 万 5,000 円を減額するものでございます。

次に、22 番目の「中学校の長寿命化改修」についてでございます。設計及び工事について、契約落差及び一部工事の後ろ倒しにより、1 億 2,900 万円を減額するものでございます。また、特定財源の国・都支出金、「学校施設建設費補助金」の歳入予算についても、内定状況を踏まえまして、2,456 万 8,000 円の減額、加えて、その他として「施設整備基金繰入金」の歳入予算についても、当初見込み額との差額、4,300 万円を減額するものでございます。

次に、23 番目「神明中学校の改築」でございます。仮設校舎への備品搬出等委託につきまして、契約落差 500 万円を減額するものでございます。また、特定財源の「地方債」の歳入予算についても、地方債を発行しないことにより、6,460 万円減額するものでございます。

次に、24 番目「学校開放施設の団体・区民利用等」について。猛暑や雨天により校庭開放事業の実施回数が減少し、開放指導員への謝礼金の支出が減少したこと及び、プール開放事業の運営委託につきまして、契約締結に当たり改めて経費見直しをしたことにより予算額に残余が生じたため、890 万円を減額するものでございます。

次に、25 番目「図書館運営」についてでございます。こちらは自動貸出機等の IC タグシステム関連機器導入に関しまして、業務委託契約において作業の見直しを行ったこと、また、賃貸借契約において導入時期の見直し・延期を行ったことなどにより予算額に残余が生じたため、2,704 万 3,000 円を減額するものでございます。

最後になりますが、26 番目の「高円寺図書館の移転改築」についてです。当初、移転改築関連経費を特定財源の「地方債」から歳出することとしておりましたが、地方債を発行しないことといたしましたので、「地方債」の 5 億 9,200 万円を「一般財源」に財源更正するもので

ございます。

1 ページお進みいただきまして、3 ページをご覧ください。上段の表については、教育費全体における「補正前の額」、ただいまご説明した「補正額」、更に「補正後の額」、それぞれ総額が記載されたものでございます。

下段の表は、8 款の職員費のうち、教育に関するものを掲載してございます。今年度から、これまでの「東京都公立小・中学校特別支援教育推進補助金」につきまして、「東京都公立小・中学校インクルーシブ教育支援員配置補助金」に変更になり、これに伴い、補助金の交付対象が拡大したことなどから、特定財源の国・都支出金として、「会計年度任用職員（短時間）費」3,123 万 3,000 円を歳入予算として計上するものでございます。

次に、1 枚おめくりいただきまして、4 ページをご覧ください。繰越明許費の補正でございます。

「小学校の長寿命化改修」につきましては、今年度実施している久我山小学校及び併設 1 施設受変電設備取替工事におきまして、前払金の辞退があり、令和 7 年度の竣工時に全額支払うこととなりましたので、2,080 万円を繰越明許費として設定するものでございます。

「中学校の施設整備」についても同様に、今年度実施しております阿佐ヶ谷中学校受変電設備取替工事におきまして前払金の辞退があり、令和 7 年度の竣工時に全額支払うこととなりましたので、3,600 万円を繰越明許費として設定するものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただ今の内容につきまして、何か確認、ご質問などがございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

伊井委員 1 点お伺いしたいのですけれども、10 番の学校教育のところ、研究発表なのですけど、以前より研究発表が減っているのか、または予定が変更になったり、どうなのでしょう。以前は 1 年に何回かは伺ったような気がするのですけれども、今年に関してはどのような感じなのか、また来年以降に関して、もし分かっていることがあったらで結構ですので、教えていただけたらと思います。

済美教育センター所長 まず、この研究校の研究成果を広く周知してい

くという方法について、ここ数年の中で見直しを図ってきております。研究発表の形態を取って、発表会の形でいろいろな方に周知をしていくという方法を選択してもいいのですが、そうではなくて、毎月のように学校では授業研究を行って、それについてみんなで勉強しようということを積み重ねていますので、そういう毎月の授業を自校だけではなく他校にも周知して、それを毎回自由参加で来ていいよという形にして研究成果を広く周知していくという形も、成果の普及としてありだということで学校には話をしていますので、そういう意味では研究発表会を選ばない学校も出てきているということで、少し数が減ってきているというのは委員がおっしゃるとおりだと思います。今年度の予定については、今ちょっと確認して、またお伝えしたいと思います。

統括指導主事（清水） 今年度発表を予定している学校は、大々的な研究発表としてとなると4校ほど。ちょっと増減があるかもしれませんが。今ご説明させていただいたとおり、毎月のように研究授業を行う際に発表している学校もありまして、このような形態に変わってきているということでございます。

伊井委員 ちょっと質問させていただいてよかったかなと思いますのは、私どもとしては、やはり学校に伺う機会というのをとても大切に思っているし、皆さんも多分そうだと思います。やはり知る機会、拝見する機会をとおして、学校の取組方、それから子どもたちの様子などをそこで目にして、私どもが受け止めて、また次につなげていくというやり方とか在り方があったと思うのです。そういった意味で、こちらとしても今後は情報を取りに行く形なのかなというのが、少し私の学びも足りなかったなと申し訳なく思うところです。それから、そうやって毎月やっていって、学校の中でそのような研究発表を次につなげる形を構築していくというのはとてもいいことだと思いますし、日常的に先生たちがより子どもたちとともに学んでいく方法を、お互いに身近な形でやっていくというのは本当にいいことだと思うので、その辺りは大変応援させていただきたいなと思います。

その中で一つだけ、今後伺う機会なども自分たちで見つけていかなくてもならないなというのを、少し自分としても反省しているところではありますので、何か機会がありましたら、私たちの方にも、いつや

っているのかとかそういうことも、お知らせいただいてお話しただけるとありがたいなと思います。ありがとうございました。

統括指導主事（清水） こちらから、やっている時期ですとか、学校名ですとか、そういったことをもっとお知らせしていかなければと私の方も感じたところでございますので、また情報は広くお伝えできればと思います。よろしくお願いいたします。

伊井委員 ありがとうございます。責めているわけではなくて、こちらの受け止め方が足りなかったなと思っております。ありがとうございました。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

前田委員 先ほどの説明の、9番の「教育相談等運営」のところで、校内別室指導支援員についてちょっと集まりが悪かったといいますか、募集したけれども集まらなくて予算が余ったというお話があったのですが、これはどういう要因を考えていて、今後どうされるかというのは、何か今時点で計画があれば教えていただければなと思いました。というのも、学校の先生と話した時に、なかなかこのボランティアが、1日何時間か、5、6時間いていただくのに、数千円の謝礼という形だとお伺いしていて、募集をするのもすごくはばかれるといった校長先生のお話があった記憶がありまして、その辺の問題があるのかなと思って、ちょっとお伺いしたいなと思っております。

教育相談担当課長 今ご指摘いただいたように、やはり学校によってはたくさんボランティアを集められるところもあれば、逆に集まらないといった現状があります。今、学校にお願いしているのは、学校支援本部だったり、あとCSの会議だったり、中学校の場合、卒業生の大学生というのがメインになっています。今後、集められる学校についてはそのまま知っている顔を集めていただくということは大切だと思うのですが、やはり集められない学校に関しては、私たち教育相談係の方で募集をかけるなどして、学校とマッチングしていくことが必要なのかなと考えていますので、今後そのように準備を進めていきたいと今、考えております。

前田委員 ありがとうございます。多分お知り合いの方に声をかけたりということがすごく多いのかなと思うのですが、教育に関心がある大学生が結構いるという話を伺ったりもしてまして、もしかし

たら近隣の大学の方とかに宛てて募集してみるとか、そういうことでも、もしかしたら意欲のある方とか、是非やってみたいという方が出てくるのかなと思いましたので、別室に行ったけど、お子さんがせっかく行ったのになかなか安心して過ごせなくてという形が出てしまうとすごくもったいないなと思いますので、人員の配置を含めて、引き続きお願いできればと思っております。

教育相談担当課長 今、委員がおっしゃられたように、大学の方にも掲示とかをしていただいて、ボランティアに興味関心のある学生を随時集めていきたいなと考えています。

前田委員 ありがとうございます。そういえば思い出したのですが、高校もボランティアをすると単位がもらえるみたいなことがあったりするので、大学ももちろんあると思っていますが、そういういろいろな仕組みを使って、是非広めをお願いできればと思っております。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第3号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第3号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第3、議案第4号「令和7年度杉並区一般会計予算」を上程いたします。

私から説明いたします。まず、議案の3枚目をご覧ください。当初予算概要の1ページから4ページは、予算編成に関する基本方針を示しました。

次に、5ページをご覧ください。こちらは一般会計全体の財政計画が示されているものでございます。

次に、6ページ、こちらは教育費における歳入予算でございます、総額が112億6,707万7,000円でございます。前年度に比べますと、42億7,000円余の増でございます。

大きな増があった項目については簡単に説明をいたしますが、「使用

料及び手数料」の主な増理由といたしましては、３年毎に更新しております土地使用料が更新時期となることなどによる増。また、「繰入金」や「特別区債」が大幅増となっておりますが、これは学校改築における７年度に必要な経費に対して基金からの繰入、特別区債の発行が増えることなどが理由でございます。また、「諸収入」につきましては、学校給食を公会計化することにより、教職員等の給食費を歳入に計上したことによる増でございます。

次に、７ページ、一般会計の歳出予算の款別集計でございます。区全体では２,４５６億３００万円でございます。前年度比１１０.２％となっております。このうち、第７款の教育費の総額につきましては、３２８億６,８７１万９,０００円で、前年度比１３２.５％となっております。なお、このページの中ほどの表には、教育費の経費別前年度比較を記載してございますので、ご確認ください。

「既定事業」につきましては、前年度比１１２.２％。増額となった主な要素でございますが、一つはICT関連で、学校のシステム再構築に伴う教職員用PC、学校プリンタの更新、児童・生徒のタブレット端末の更新等の経費で、５億円余の増額でございます。もう一つは、物価高騰による給食費の単価の増額及び、学校給食の公会計化に伴う教職員等の給食費に係る経費で、６億円余の増。

続きまして、「臨時事業」でございます。前年度比７０１.５％。金額では４００万円余の増となっております。これは、旧新泉小学校跡地の体育館を現在も震災救援所または選挙会場として使用しておりますが、空調がついていなかったということで新たにリースにて設置する経費となります。

次に、「投資事業」につきましては、前年度比１７８.５％。これは来年度計画している学校の改築、長寿命化改修に係る経費、済美養護学校中学部の増築・改修工事に関連する経費によるものでございます。また、このページの一番下には、８款職員費のうち、教育に関するものを掲載してございます。会計年度任用職員が前年度比１２０.２％ということですが、増額となった主な要素としましては、「エデュケーション・アシスタント」の新規配置として、１億７,０００万円余の増。「エデュケーション・アシスタント」につきましては、この後報告事項で説明がございます。

8 ページから 12 ページは、先ほどの 7 ページで触れました、臨時事業及び投資事業についての内訳の詳細となっております。

また、13 ページ、14 ページは、教育費の事業別一覧でございます。主な事業内容については、後ほど参考資料を用いて説明いたします。

次に、15 ページ、こちらは新たに設定する債務負担行為について、表に記載の期間において記載の限度額を設定するものでございます。

また 16 ページは、これまでに設定済みの債務負担行為についての、この間の支出額等についてでございます。

17 ページについては、「地方債」ということでございまして、富士見丘中学校、中瀬中学校、神明中学校の改築につきまして、記載の額を限度として地方債を発行するものでございます。

次に 18 ページは、施設整備工事費等への特定財源の充当状況の一覧でございます。19 ページにつきましては、次世代育成基金からの充当状況。20 ページは、基金の状況を記載した一覧でございます。

ここからは、令和 7 年度の主な事業につきまして、参考資料によりご説明いたします。右上に「令和 7 年度予算参考資料」と記載がある資料をご覧ください。

1 ページでございますが、令和 7 年度に取り組む主な内容を総括的に記載したものでございますので、ご覧いただきたいと思います。

2 ページ以降、主な事業ごとの取組内容を記載いたしました。「新規」、または「拡充」となる部分について、概略を説明させていただきます。

まず、2 ページをご覧ください。「就学前教育の調査・研究の推進と質の向上」に関する取組の拡充といたしまして、「とうきょうすくわくプログラム」という東京都が支援するプログラムを子供園 2 園で実施し、乳幼児期からの主体的・協働的な探究活動の実践を図ってまいります。

次に 4 ページ、「学校 ICT 環境の整備・向上」でございますが、取組の拡充といたしまして、学校ネットワークの再構築が完了する 9 月から、教職員専用の新たな PC を導入するということで環境整備に取り組んでまいります。

次に 5 ページ、新規の取組として。「エデュケーション・アシスタントの導入」を進め、1 年生から 3 年生のいずれかの担任を補佐する人材として、全ての小学校に 1 名ずつ配置し、教員の負担軽減を図って

まいります。

次に 6 ページ、拡充する取組が 2 点ございます。1 点目、「学校部活動の地域クラブ活動への移行を視野に入れた部活動の実施」。高円寺学園、杉森中学校、高南中学校 3 校の運動部活動におきまして、複数校の生徒が 1 つの拠点に集う「拠点校方式による合同部活動」を実施してまいります。

2 点目「学校支援本部が実施する放課後等の活動の支援」では、一部の中学校において、文化芸術活動や競技志向ではない緩やかなスポーツ活動を、学校支援本部の放課後等の活動としてモデル実施いたします。また、始業前の朝の居場所として、新たに 2 校程度で朝遊び等の活動を開始いたします。

次に 8 ページです。「学習支援教員・通常学級支援員等の配置」につきまして、通常学級支援員について今年度から計画的に増員を図っているところでございますが、次年度も増員します。

次に 9 ページ、「教育相談体制の充実」につきましては、6 年度はスクールカウンセラーの配置日数を拡充するとともに、スクールソーシャルワーカーを区内の拠点校 4 校に配置し、近隣校を巡回するという方式に変更いたしました。令和 7 年度につきましては、6 年度に変更した効果等を検証しながら、スクールソーシャルワーカーを増員し拠点校を増やします。また、教育相談室の来所相談の心理士を増員して、体制強化を図るというものでございます。

次に 11 ページです。新規の取組といたしまして「(仮称) 杉並区いじめの防止等に関する条例の普及啓発」がございます。4 月の条例施行を目指すとともに、施行後には、子どもの権利といじめをテーマにした「子どもワークショップ」を開催するなど、普及啓発を図ってまいります。

また、拡充する取組として 2 点。1 つ目「いじめ対策の充実」では、未然防止に係る取組といたしまして、4 年生と中学 1 年生を対象に、弁護士などを派遣した授業を実施、更にタブレット端末を活用したアンケートツールを使いまして、不登校やいじめの可能性を早期に発見できるような取組をする。また、教員研修では職層に応じた研修を実施いたしまして、初期対応及び組織対応の重要性を各教員が身につけられるようにいたします。

2 項目「いじめ重大事態への対処」ということで、調査を行ういじめ問題対策委員会の下に新たに調査部会を設置するということで、調査審議体制の強化を図るというものでございます。

次に 14 ページでございます。新規でございますが、「歴史的資料のデジタルアーカイブ化」の取組でございます。資料のデジタル化を進めるとともに、アーカイブ事業の実施に向けた検討を進めてまいります。

最後、16 ページになります。こちらのページについては、令和 5 年度に発生いたしました不適切事案等を受けて、令和 6 年度に設置した検討委員会の検討結果を受け、再発防止のため早期に対応が必要なものとして、7 年度に実施するものを記載してございます。新規の取組が 3 点でございます。

1 点目が「(仮称) 学校問題対応支援係の新設」。現在、済美教育センターで担っております「教育 SAT」の仕組みについて、新たに心理士、や警察 OB の職員を加えた上で、「(仮称) 学校問題対応支援係」として新たな体制を強化していくものでございます。

2 点目の「校庭の安全管理」につきましては、校庭の表面調査、更にはくぎ等を発見した場合の除去作業を実施します。

3 点目が「学校・教育委員会事務局の職員向けリスクマネジメント研修の実施」でございます。学校の各職層や事務局職員を対象として研修を実施し、危機管理対応力の向上を図ってまいります。

最後に「再発防止の取組の効果・検証」として、毎年実施しております「点検評価」の機会を活用いたしまして、学識経験者の意見を踏まえた中間評価を行い、取組に反映していくというものでございます。

令和 7 年度の教育委員会事務局の主な事業については、以上のとおりでございます。

以上で、一般会計予算についての説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

教育長 では、会議の途中でございますが、ここで暫時休憩とし、午後 2 時から公開となる議案の審議及び報告事項の聴取をさせていただきます。なお、途中となった非公開議案につきましては、最後に改めて審議させていただきます。

それでは、暫時休憩といたします。

(休憩)

教育長 それでは、会議を再開いたします。

それでは、日程第４の議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第４、議案第５号「教育財産の用途廃止について」を上程いたします。中央図書館長からご説明申し上げます。

中央図書館長 それでは、議案の２枚目をご覧ください。教育財産の用途廃止につきましてですが、これは旧杉並第八小学校の跡地に整備中の複合施設に移転します高円寺図書館の跡地の既存建物等を、区長が私立小学校等を運営する学校法人に貸し付けるため、土地建物の管理を中央図書館から経理課に引き継ぐ必要があることから、教育財産としての用途を廃止するものでございます。廃止する財産については、資料に記載のとおりでございます。

議案の朗読は省略させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 では、議案の採決を行います。議案第５号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第５号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、続きまして報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項１番、「(仮称)杉並区いじめの防止等に関する条例の制定について」、私からご説明を申し上げます。資料をご覧ください。

(仮称)杉並区いじめの防止等に関する条例の制定に向け、リード文に書いてございますとおり、昨年９月２９日に条例骨子案を公表し、区民等の意見提出手続、パブリック・コメントを実施しました。その結果内容を踏まえまして、条例の名称につきましては「(仮称)杉並区い

じめの防止等に関する条例」とするとともに、条例の骨子案を一部修正した上で、以下のとおり、条例の制定に向けて取り組んでまいります。なお、本条例につきまして、いじめ問題対策委員会の設置について規定するということから、本条例の制定に併せまして、現行の杉並区いじめ問題対策委員会条例は廃止するというものになってございます。

中身でございます。1番、「区民等の意見提出手続の実施状況」でございます。(1)の実施期間は、9月29日から10月31日までの33日間。(2)公表方法につきましては、10月1日号の区の広報、更には区の公式ホームページ、文書による閲覧を庶務課、区政資料室、区民事務所、図書館等で行いました。(3)意見提出実績でございますが、計11件、延べ15項目についてご意見がございました。

2番の「提出された意見と教育委員会の考え方」であります。別紙1に詳細が書いてございますので、ご覧いただければと思います。各区民意見に対する「教育委員会の考え方」というのが右側の方に、左側に「意見の全文」が載っております。

この一覧のとおりでございますが、この意見で骨子案を修正したというものが3点ございました。該当するところが網かけになっている部分でございます。

まず、ナンバー4のところでございます。「啓発活動については区だけか。区と教育委員会ではないか」というご意見がございました。これにつきまして、別紙2の資料で、修正後の骨子案というのを掲げてございます。下線を引いてあるところでございますが、2ページの下線部のとおり、教育委員会及び区立学校で当然啓発活動を行うという具体的な記載に修正しております。

また、別紙1のナンバー11をご覧ください。いじめは行ってはならない禁止事項であること、そして保護者の責務を明確にすべきという意見がございました。別紙2の修正後の資料でございますが、1ページの後段の部分で下線を引いてありますとおり、「いじめの禁止等」を明確に記載するとともに、保護者の責務につきまして、下線のとおり、記載をより具体化したというものでございます。

3点目、最後でございますが、ナンバー14。区立学校に対しては、教育委員会の主導・指導を可能とすべき制度にすべきという意見がご

ございました。別紙２の修正後の資料の内容でございますが、２ページ
の中段に、いじめ等に対する措置といたしまして、下線部で修正を行
い、教育委員会が区立学校に対して必要な支援、もしくは措置、必要
な措置を講ずることを指示、または自ら調査を行うということで、修
正しているものでございます。

主な意見によります修正の部分はそういったものでございまして、修
正後の条例骨子案として、別紙２のとおりということで直させていた
だいております。

今後のスケジュールでございますが、この骨子に基づきまして条例案
を現在作成中でございます。教育委員会での審議を来週経て、２月の
第１回区議会定例会の方に条例案を提出し、４月１日の施行を目指す
というものでございます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問
などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしい
でしょうか。

大川委員 区民などからの意見が複数出ていて、いずれもポイントを押
さえたものでとても参考になったと思います。必ずしも骨子に反映は
されていないですけれども、見てみると、子どもたちに対するいじめ
の危険さをもっと周知徹底するべきだという意見が見られましたので、
いじめが起こってからの対策だけではなくて、いじめ防止のための教
育とか、そういったものに積極的に取り組むように施策を作っていっ
ていただきたいと思います。

統括指導主事（加藤） 今、委員からのお話もありました子どもたちへ
のいじめ防止の指導につきましては、これまでも区内の学校では年間
３回以上いじめ防止の授業というのを道徳科ですとか学級活動を通し
て、それ以外の様々な活動の中で子どもたちに行っているところ
です。令和７年度からはそれに加えて、弁護士と連携したいじめ
防止授業を、小学校４年生と中学校１年生の全児童・生徒に対して実
施する予定であります。

それ以外にも様々な教員への研修等を通して、子どもたちへのいじめ
の対応だけではなく未然防止に係る部分について、しっかりと指導し
てまいりたいと思っております。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

前田委員 2点ありまして、どちらも今度弁護士の方にお問い合わせするという話について、多分これまでやってきたものにプラスするということは、今後もこういうことをやったほうがいいのだろうということからの今回の取組なのだと思うのですけれども、今、分かっている時点でもいいのですが、弁護士の方にどんなお話をしていただこうと思っているのか、そういう部分について教えていただけますか。

統括指導主事（加藤） まだ確定の段階ではなく、弁護士会の担当の弁護士さんとやり取りをして、また、実際に学校で実施するとなった時には、それぞれの学校のやはり実態に応じたお話の内容が必要になってくると思いますので、担当の講義をしてくださる弁護士さんと、その学年の教員が事前に打合せをした上で授業を実施することになっています。

その内容としては、やはり法的な面からのいじめということ、小学校4年生ですが分かりやすく伝えていただくのと、あとは実際にやはり起きてしまったいじめの事例というものを通して、その厳しさといえますか重さというものを伝えていただくのに加えて、そこが重いのですけれども、一方キャラクターを使用して、その中に出てくる登場人物に力関係があるようなもので、こういったものがいじめに該当するのではないかと子どもたちに考えさせるような、そういったベースとなる案がありまして、そこにどういった形でそれぞれの学校の方で提案をさせていただくかということを経段階では考えております。

前田委員 ありがとうございます。このご意見の中でも、例えば「こういうことはこういう罰に値するのだよ」とか、「こういう刑法の何条に」とかあると思うのですけれども、実際はやはり未成年ということとそこに即つながるものではないと思うのですけれど、それが「一般で言うと、こういうことである」ということ、やっていることの重さを分かってもらおうということが目的になるのかなと理解しました。

同じことをやった時に、多分その罰に急に該当するわけではないと思うのですけれども、今、思いやりという言葉がやはり条例の中に出ていますが、思いやりではなかなか難しいのが今の現状なのかなと思っていて、ちょっと私も答えがなくて、罰の重さでそれを抑えていくのかとか、どの辺のあんばいがいいのかなというのは、ちょっと私の中でも答えが出ないのであるけれども、自分と同じように相手を大切に

できるという気持ち、自分が大切にされたように相手も大切にされたい存在なのだよというところがうまく伝わるというのを願いながら、これからも一緒にウォッチさせていただきたいと思っていますというのの一つ。

あとは、やはり学校現場で教員の方が一番よく見ている場面が多くて、その先生のアクションというのが、結構その次にどうなるかということにつながっていくなと思っているので。先生は責任重大に思って動けなくなってしまうのもよくないので、是非先生方も、現場にいてどういうことにちゅうちょするのかとか、こういう時どうしたらいいのかということも含めて、相談できるような関係性が作れるといいなと思っていますので、そういうところを含めて是非取組をお願いしたいと思っています。

統括指導主事（加藤） 今、どうしても教員不足と言われていて、若手教員が増えてきているような現状もありまして、そうした中、どうやって教員に子どもたちの様子を酌み取って、そこから一声かけたり、みんなで見守ろうと共有したり、その一步がなかなか踏み出せなかったりというところがありますので、夏に改定したいじめ対応マニュアルでもチェックリストを掲載したりですとか、あとは次年度、これも全校ではないのですが希望校に対して、子どもたちに簡単に答えられるアンケートを書いてもらおうと、それが自動的に「クラスの中で居心地がいいか」ですとか、あとは「周囲から責められたりしていないかどうか」、そういったことが学校側の教員が酌み取れるようなシステムを導入して、まずは教職員が子どもたちの様子を酌み取って、そこから支援につなげていけるようなやり方を進めていくのと、やはり一人ひとりが個々に対応するのではなくて、風通しのよい環境の中で教員がいろいろクラスの状況ですとか、そういったものを話したりする中で、悩みを相談したり、子どもたちの見とり方とか、そういったもののスキルを向上していってくればなと考えています。

前田委員 ありがとうございます。多分、先生がいつも見ている景色だと、そのやり取りが日常化してしまっていて、違う目が入ると「あっ、あれは」みたいな感じで気付く場面もあるのかなと思ったりもするので、同じ子どもたちをいろいろな目で見て、気付きを共有していくような、そういう体制になるといいなと思っています。どうぞよろしくお願い

いします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。

對馬委員 今日午前中に、私ども、小学校 PTA の会長さん方とお話をする機会がございまして、やはりまだまだ情報伝達がうまくいっていないのかなと感じるところもありました。今、伺っていて、小学校 4 年生と中学 1 年生の子どもたちに弁護士さんが来て授業をやってくださる、そういうのを公開していただけているのかなということ。例えば保護者の方。その当該学年だけではなくて、例えば 5 年生、6 年生の子は受けていなかったけど、4 年生はどんな勉強をするのだろうと、そういうことに興味を持っていただいて、やはり大人の方も分かっていることも多いと思いますので、「ああ、こういうことをこのぐらいの発達段階の子は勉強をするのだ」と、じゃあ、それをどのように大人として生かしていけるのだろうか、そういう学びの機会にもなるかと思うので、是非負担は増えるのかもしれませんが、公開する、あるいはそういう機会の中でやっていただくことがあったらいいのかなと感じますので、是非、できる学校からでいいかと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

統括指導主事（加藤） もう既に学校には、次年度こういった授業を行っていただきますよということは伝えてありまして、今後正式な日程調整等をしていて、授業の内容についても、弁護士さんからの授業に加えて、もう 1 時間、その授業を受けて子どもたちがクラスの中で話し合いをしたりですとか、何らかそのいじめというものに対して自分で考える時間を持ってもらいたいと思っているので、済美教育センターでその授業案を今検討しております。授業案を学校にお送りする際に、保護者に出すお手紙のひな型の例のような物をつけて、できれば公開して、今お話があったように、広く子どもたちの様子を保護者や地域の皆様にも見ていただければと思っています。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、報告事項 1 番についての質疑はこれで終了いたします。

続きまして、報告事項の第 3 番「エデュケーション・アシスタントの導入について」、教育人事企画課長からご説明申し上げます。

教育人事企画課長 エデュケーション・アシスタントの導入について、ご報告いたします。なお、本件につきましては、第 1 回区議会定例会

において、令和7年度予算案を計上しておりまして、承認を得られましたら導入という形になりますので、ご了承いただければと思います。

参考資料をご覧いただければと思います。導入の背景としましては、国で小学校3年生以上では教科担任制を行う考えが示され、都も、令和10年度までに12学級以上の5・6年生で、教科担任制を実施できるような人的配置を行う方針が示されております。

一方、低学年においては、国においては具体的な人的配置の方針が示されておらず、児童に密接に関わり、一貫性のある指導ができる学級担任制が望ましいとされていることから、都が令和4年度から、こちらの学級担任を補佐し、副担任業務を担う事業モデルとして、このエデュケーション・アシスタントを開始いたしました。令和6年度、こちらの事業が全都で本格実施となっておりまして、来年度から本区でも導入することといたしました。

エデュケーション・アシスタントは、小学校の第1学年から第3学年のうち、いずれかの学年、これは各学校で申請をしていただいて選んでいただきますが、副担任業務を行うことができるということでございますので、授業中に教員の補助として、この方が児童への対応をすることができます。なお、身分は会計年度職員となりまして、各校1名の配置を現在計画しているところです。

簡単ではございますが、私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

對馬委員 これは、4月1日付けということになるのでしょうか。

教育人事企画課長 現在の予定では4月1日付けでということで予定しておりますが、40人募集するところで、正直に申し上げまして、何人来ていただけるかということもありまして、不足の場合には随時募集できればということで今、計画をしているところです。まだ確定の状況ではありません。

對馬委員 ありがとうございます。私も、短期間で40人集めるのは結構大変なのではないかなと思ったものですから。「18歳以上で高校卒業程度の学力を有する者」というのは、かなりたくさん人数はいると思うのですが、なかなかこれをやってくださる方がどのくらいいらっしゃるのかという感じもします。

1年生から3年生までということですが、例えば1年生から3年生までで運用するというよりも、3年生なら3年生の中で、例えば1組、2組、3組、どこでもその日によってとか、その時1時間目をここ、2時間目をこっちとかでも使えるということなのか、あるいは、学年の中であれば流用できるということなのかとか、あとは副担任同等ということかというと、例えば引率みたいなものとか、そういう責任であるとか、その辺はどうなっているのか教えていただけますか。

教育人事企画課長 まず配置の学年につきましては、各学校で学年を固定していただくという事業になっています。例えばその学校が1年生ということで指定を頂ければ、第1学年だけその方が入れると。委員がおっしゃられたとおり、その場合には、もう本当に臨機応変に学校のニーズに合わせて、ある授業はここのクラスに行ってくださいとか、ある授業はもう全部出たり入ったりしてくださいという形で、様々な運用ができる形になっております。

引率については、申し訳ありません、確認が不足しているところですが、確認をしていきたいと思います。なお、教員免許等もないということもありますので、この辺りは東京都の方とも、運用については確認をさせていただければと思います。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

伊井委員 多くは今、對馬委員が聞いてくださったのですが、採用は杉並区ですということですか。

教育人事企画課長 採用については、各区市町村でお任せいただいているので、杉並区で採用を行うことになります。

伊井委員 今日午前中、小学校PTA協議会との会議でも思ったのですが、やはり周知というか、保護者の方々が知ることについて、やはり今回のこれもそうですけれども、十分に何か学校の方から出されるようなもので、しっかりとお伝えいただき、ほかの学年、例えば3年生の保護者の方が「あれ？」と思って、「1年生にはああいう人がいるのに、3年生にはいないのですか」みたいな感じに、そういったやり取りとか、疑問をできるだけ持たないような感じでスムーズに進んでいくといいなと思っております。

この入られる方も、いろいろな緊張感の下、よく分からない点もありながら関わられると思うので、その辺りの学校側の受け入れ、それか

ら今後の教育委員会からのご支援なども十分に行って、スムーズな導入を図っていただけるといいなと思います。よろしくお願いいたします。

教育人事企画課長 今、委員がおっしゃってくださったところを配慮しながら、特に保護者の皆さんに「何で？」と思われたいような形で、教育委員会も学校支援できるように考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

前田委員 ちょっと先ほどの話と重複するかもしれませんが、区でこれから2月に予算を計上して、承認が得られたらそこから募集をホームページ等で開始して、4月からやっていく。すごくなかなか急ピッチですよ。すごく大変そうだなと思っています。あとは、勤務条件とか書いてありますけれども、これからはもうちょっと詳しい処遇というのも明記した上で、これは杉並区のホームページで募集をかけた、あと区報とか、そういう形でしょうか。

教育人事企画課長 おっしゃられるとおりで、ホームページ、あと区報で募集をさせていただく予定です。勤務の条件などについては、これよりももう少し詳しいものをもちろん掲載させていただいて、募集させていただく予定になっております。

前田委員 ありがとうございます。先ほどこれで調べたら、ほかの区では既に試験運用されていると見たのですが、どんな方が来ていらっしゃるのかという情報はありますか。

教育人事企画課長 区市町村によってかなり異なっているのですが、私が得ている情報では、以前やはり教員をされていて、退職されてご縁がある方ですとか、あと区市町村によっては、いわゆる委託をして、人を集めて配置しているような区もあると聞いています。

前田委員 そうですよ。ずっとそれを区の方で採用してとか、すごく大変だな。今後採用とか面接とかは、教育委員会でやっていくということになるのですか。

教育人事企画課長 おっしゃるとおりです。教育委員会で面接などを行って採用させていただく予定です。

前田委員 ありがとうございます。ちょっとこの取組は学校現場としてすごくありがたいと思うのですが、教育委員会の方で少しお仕事も

増えることと思いますけど、よろしくお願いします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。

大川委員 私も、今のをどうやって募集するのというところで、40 人を、そして会計年度任用職員ということだと、もう常にやっていかなければならないわけですね。ざっくりと調べたら、東京都の外郭団体の TEPRO。そういうところで人を紹介したりする制度もあるみたいですから、そういったものを活用していただきたいと思います。

あと、今のところ小学校の校長先生などで使いたいとか、下準備したりとか、話し合ったりがあれば教えてほしいのですけれども。

教育人事企画課長 具体的にこのような運用ということ、直接私たちは実はまだお話を頂いていないところなのですが、以前、このモデル事業が始まったばかりの頃、校長先生方からは「杉並区でも早く導入していただければ」というお話を結構頂いていて、やっとここで実現ができるかなというところに来ております。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、報告事項 3 番についての質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項の 4 番「令和 6 年度『コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進』に係る文部科学大臣表彰について」、学校支援課長からご説明申し上げます。

学校支援課長 私からは、令和 6 年度コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に係る文部大臣表彰に、桃井第二小学校の取組が選出されましたので、ご報告いたします。

選出された桃井第二小学校の取組の名称は、「地域の教育力を生かし、子どもたちに豊かな教育活動を提供し、未来を担う人材を育成する」となっております。桃井第二小学校では、学校運営協議会設置 2 年目の令和 3 年度より、ファシリテーター役を担う委員を中心に、毎回の会議を行うとともに、委員と 6 年生児童との対話や交流活動を毎年継続して実施しています。また、学校・地域コーディネーター 2 名も学校運営協議会委員を兼任しておりまして、学校運営協議会で決定した事項を学校支援本部で実施する、また、学校支援本部の取組を学校運営協議会で共有、検討するという双方向の関係が取れる連携体制がしっかり整っているということからの表彰でございます。

特徴的な取組、また、取組の成果や効果につきましては、ご覧いただければと思います。

杉並区としましては、前回令和４年度の表彰においては、中瀬中学校ということで、それに続く選出ということで、区内の学校としては１１校目の文部科学大臣表彰受賞となっております。なお、２月２８日に文部科学省にて表彰式が行われます。私からの説明は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明内容につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

大川委員 私があまり褒めると手前味噌になってしまうのですが、感じたのは、特に地域の住民の方々と小学校とのつながりがものすごく密で、うまく機能した例なのかなと思っています。荻窪駅に近いところという特性があるので、地元の商店会の方、それから町内会というのが常に学校と一緒に動いていて、こういう活動が実現したのではないかと感じました。

今日、午前中に小学校のＰＴＡの方とお話した時に、子どもへの大人の関わり方というテーマでの悩みというのが、どちらかというと、大人が結局どう連携するか、大人同士の顔があまり見えていないところが子どもにも反映されるのではないかという意見にまとまりがちだったので、そういう意味でいうと、これからも大人同士がもっと知り合う、協力し合うということが、これからの地域の学校の運営に大切なことなのではないかと感じたところです。

学校支援課長 ありがとうございます。桃二小の皆さん、地域の方、とても桃二小を大切に思っているなど、そういう気持ちが日頃から伝わってくるということと、また、６年生と十分に意見交換しながら、子どもたちから出た意見を確実に形にして、子どもたちが自分たちの発言によって学校がよくなるのだということを実感してもらっているということが、日常的な取組として行われているなど感じております。どうもありがとうございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

伊井委員 本当におめでとうございます。杉並区はもう１１校目ということで、すばらしいなと思います。大先輩がやっていらっしゃる部分もありますので、日頃からいろいろなお話をさせていただく中で、このように前向きに進んでいることを思うと、先ほどの予算のところでも

ありましたけれども、ここの朝やっている活動がほかの学校にも広がっていく、保険とかいろいろな面でご苦労はあるかと思いますが、今後もこういったことを共有するような形ができると、また、大川委員がおっしゃったように、大人同士の連携ということの広がりを見せるのかなと思いますので、支えていただければ。今後ともよろしくお願いいたします。

学校支援課長 ありがとうございます。私どもよりも学校支援本部の皆さんはアンテナを高く、子どもたちや保護者の困り事というのを受け止めながら、また、学校と協議して、いろいろな形の事業を先行して実施していただいていると。この「朝にわ」という取組もまさにその1一つだなと思っております。そうした取組を尊重しながら、私たちとしても着実にそうしたものを広げていきたいと考えております。

庶務課長 ほかにはいかがでしょう。

前田委員 このコミュニティ・スクールは杉並区でいち早く始まって、ちょっと会議体が形骸化してあまり物事が進まないということもあるなど。私がCSに参加していた時も「同じ話をずっとしているな」みたいなことがあったりした中で、本当にこういうことができているというのは、すごくすてきだなと思いながら見ていました。

さっきの大川委員もありましたけれども、本当に青少年委員とか土曜日学校、ひまわりボランティアとか、いろいろな団体の方たちが集まって、何ができるかというのをきちんとアクションとして出して行って、朝にわの活動も含めて、何が子どもたちにとってよいのかというのを、まさに地域をつくっていている方たちだなと思っています。

やはりなかなか形骸化してしまっているところは、この先どうしていいかわからないみたいなどころがあると思うのですよね。多分こういうところの会議はすごく盛り上がっていると思うのですよ。だから、是非そういうところにちょっと足を運んで、どんな雰囲気で行っているのかというのを実際に見てもらおうと、「ああ、こんなこともできるのだ」というイメージも湧いてくるかと思うので、交流も、これからCSの交流が進んでいくのだとは思っているのですが、実際に一緒に行ってみてもらおうとか、そういうところも含めて、よりよい活動が横に広がっていくように、是非支援のほどお願いいたします。

学校支援課長 ありがとうございます。今年度、「学校運営協議会みらい

会議」というものを初めて開催し、また、来月、「学校支援本部みらい会議」というものも開催します。学校運営協議会みらい会議の中で、お互いほかの取組を見に行こうという自主的な関係が生まれてきたということもございますので、今後開催する2月の学校支援本部みらい会議においても、そんな関係が生まれるような運営をしていきたいなと考えております。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、報告事項の4番についての質疑は終了させていただきます。

続きまして、報告事項の5番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは、令和6年12月分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について、ご説明をいたします。

12月分の合計は、全体で14件でございます。定例・新規の内訳は、定例が12件、新規が2件となっております。共催・後援の内訳は、共催が2件、後援が12件でございます。私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの報告内容につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

伊井委員 1点、4ページの新規の杉並第六小学校などが会場になっているNPO法人サインさんの食育教室ですけれども、これは期間が2月23日から3月23日になっているので、何回か開催されて、お料理を一緒にしたりとかいう取組も中に含まれているのでしょうか。親子ですか。

学務課長 こちらなのですが、表の中で3つ会場が書いてあるのですが、それぞれ1回ずつ行います。それぞれの会場で小中学生、それから小学校は親子参加ということで、会場ごとに手打ちうどんだったり、マーマレードづくり、それからアジの3枚おろし、それぞれのところで、違うメニューで行う食育に関するお料理教室という形になってございます。

伊井委員 中学生もあるのですか。

学務課長 中学生も、定員30名で、中学生は1人で大丈夫で、小学生は親子参加という形になっております。

伊井委員 ちょっと今のメニューを伺ってもなかなか楽しそうで、食育につながる部分はすごく感じるので、いい会になるといいなと思います。けがのないように、よろしくお願いします。

学務課長 包丁で切ったりしないようにということで、NPOの方にもお伝えします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。

大川委員 今回のもので特定のということではないのですが、ただ、3ページの1番の新規のところ、一般社団法人によるプログラミング体験会、あと保護者向けセミナーというのがありますけれども、こういったものの中で、事業目的が非営利であるとか、営利目的だとか、そういったところの確認とか検討をどうされているかというところを、念のため教えてください。

庶務課長 それぞれ新規で来た方については、事業の計画書なんかを詳細に出していただいて、その内容に今ご指摘があった点がないかどうかというのを確認した上で、後援または共催という形で出しているところがございます。

大川委員 分かりました。以前は、社団法人とか財団法人だと、公益社団法人とか財団しかなかったですけど、今、一般社団法人というのが認められるようになって、やはりその辺りの事前確認というのはなかなか難しいところもあると思いますので、慎重に、かつ、こういった教育目的の活動を阻害しないように工夫してやっていていただきたいと思います。よろしくお願いします。

庶務課長 分かりました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、以上で報告事項の5番についての質疑は終了させていただきます。

それでは、報告事項の最後になります。6番「令和6年度学力等調査の結果について」、済美教育センター統括指導主事からご説明申し上げます。

統括指導主事（清水） 私からは、全国学力・学習状況調査について、杉並区立小中学校の結果をご報告いたします。

本調査は令和6年4月18日に、小学校第6学年、中学校第3学年を対象に、国語・算数・数学の教科に関する調査及び質問調査を実施い

たしました。

調査の結果概要でございます。「教科に関する調査結果」では、平均正答率を全国、東京都の公立学校と比較すると、杉並区は全教科で上回っております。また、問題の内容を「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」で分けて比較してみても、杉並区は東京都や全国よりも4%から7%ほど高い正答率を示しております。

裏面をご覧ください。「質問調査に関する調査結果」では、授業で「PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか」という質問に対し、「ほぼ毎日」「週3回以上」と回答した児童・生徒の割合は、東京都や全国を上回っております。(2)ですが、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という質問に対しては、「当てはまる」と回答した児童・生徒の割合は、東京都や国を下回っております。

本調査における結果を踏まえた、「今後の取組」でございます。児童・生徒の思考力・判断力・表現力等の一層の育成に向け、児童・生徒が課題の解決に向けて自分で考え、自分の意見や考え方を分かりやすく伝えることを目指した学習活動を充実させるなど、引き続き授業の進め方や手だてを工夫していきます。また、考えをまとめ、発表・表現する場面でのICT活用が、多様な児童・生徒の学びの質を高める手だてとなることから、教育委員会といたしましては、「杉並区教育委員会研究推進事業」や「訪問型要請研修」、優れた取組を行う学校の事例の紹介などを通し、ICT機器の効果的な活用実践を広げてまいります。

一方、質問調査の結果には、いじめの防止に関して憂慮すべき状況の一端が表れております。いじめを生まない、許さない学校風土の形成に向け、全ての児童・生徒に対し、いじめ防止教育、人権教育等をこれまで以上に強く推進していく必要があります。

教育委員会は、教員へのいじめ防止対策研修に加え、全区立小中学校に対し、年3回のいじめに関する授業を令和7年度の教育課程に位置づけるよう示すとともに、小学校第4学年及び中学校第1学年に対し、弁護士と連携したいじめ防止事業の実施を検討してまいります。私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、

ご質問がございましたらお願いいたします。

對馬委員 中学校の数学の「思考力・判断力・表現力等」のところで、全国よりは杉並区が上回っていますが、全国がまず 29.3%と3分の1の子しか分からないという言葉が合っているのかどうか分からないのですけれども、問題が非常に難しいということなのか。杉並区で41.7%ですよ。3分1をちょっと超えるくらい、半分まではいかない。多分全国テストなので、ここまでは分かってほしいな、全員分かってくれているといいなというような問題なのかなとは思うのですけれども、そうした時に、やはり数学力だけではなくて読解力とかそういうことが足りないのかなとか、この後の方で、今の報告の中でもここを上げるようにしていきますというお話はありましたが、例えば具体的に数学科・算数科だけでなく、ほかも含めて、どんなことをしていけばここを伸ばすことができるのかということをお教えいただけますか。

統括指導主事（清水） やはりこの思考の部分といいますのは、問題を読み、それから更に資料を見て考えるですとか、記述するという問題になっているのです。ですので、對馬委員がおっしゃられたとおり、単純に計算ができればいいということではございませんので、そういった部分で今後の取組としては、お互いに解き方を説明するですとか、そういった対話型の学習が必要になってくるかなと考えております。

對馬委員 小学校の算数の63.6%が中学生になると20%近く落ちてしまうというのは、問題も難しいのだろうとは思いますが、単純にそれだけではなくて、やはりいろいろなところのちょっと難しい部分がここに出てきてしまっているのかなという気がするのです。多分、算数・数学科だけでなく、国語科であったり、資料を見るとき、読み解くとかだったら社会科とか、理科で実験した後話し合うとか、そういったことも全部関係してくると思いますので、いろいろなことをやっていただけたらと思います。

やはり先生だけではなくて、それこそ保護者の方にもこういうことを、「お家でもこういうことをやってくれるといいのだよね」みたいな、話し合いみたいなことをたくさんしてくださいとか、今日、それこそ午前中の小学校のPTAの方と話した時に、「学校というのは、今教えるというよりも考えてもらうようにしてもらっているのですよね」と言っ

たら、結構みんな「え？」という感じだったのですね。もうそうなって大分たつのだけけれども、それでもまだ「え？」と言うくらいだから、例えばお家で料理を手伝ってもらう時にも、「これを切ってね」と言うのではなくて、「これは、こうこうこういう料理を今作りたいのだけど、どうしたらいいかな。じゃあ、これ切ってくれる？」みたいな、そういう持っていき方をしてくれたらいいのではないかなという話をしたのですが、そういうお家でもできること、勉強を見るだけではなくて、日常生活からできることとかは振っていってもらってもいいのかなという気がして。保護者の方ももちろん子育てが初めてだし、どうやったらいいのか分からない、でも、うちの子をいい子にしたいし、できれば成績もいい子にしたいしというみんなの思いがあると思うので、お家の中で、例えば「洗濯物、畳んで」ではなくて、「『次に使う時にどうしたらいいかな。やりやすいように考えみて畳んでみってくれる？』みたいな声かけをしてくれるとうれしいのです」みたいな、ちょっと具体的にできそうなことを言っていたらいいのかなという気がいたしました。

統括指導主事（清水） 今おっしゃられたとおり、やはり学校の授業だけではなく、ふだんから自分の考えを持つですとか、それを表現するですとか、そういった力を身につけていくことは必要だと思いますので、例えば学校で、保護者会等でこれに触れてお話をしていただくですとか、そういった啓発は済美教育センターの方でもしていく必要があるのではと、今お聞きして思いました。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

大川委員 この最後の方にあるいじめのアンケート調査の件についてなのですけれども、これは当然経年で、何年も数値としては積み上がっていると思うのですが、その辺りの推移というのは今の時点でお持ちですか。

統括指導主事（清水） 申し訳ございません。ちょっとこれまでの経年の推移はすぐには出てこないなので、お調べしてお伝えできればと思います。

大川委員 それが知りたいなと思ったのは、これだけを単年度で見ると、確かに杉並区は残念だなと思うかもしれないのですけれども、過去 10 年、15 年でいじめ問題が、法律もできたりしてからどのように子ども

たちの意識が変わっていったのだろうというのは、必要な分析だと思うのですね。

それから、まさにいじめ防止条例を作って、啓発だとか防止のための活動をしていこうというのが一番大切な取組。いじめが起こるというよりも防止のための取組をしていって、それがどう実を結んでいますよというのをきちんと報告していく。もし、やった施策がいまいち効果がなければ次の策にとするためには、「これはひとつ子どもたちの意識が変わっていったね」というのは大切な指標だと思うので、そこは継続してウォッチしていつていただきたいなと思ったところです。

例えば今後やっていって、いじめの重大事態の認知件数というのは爆発的に増えていくはずなのですよ。制度が変わって、もっともっときちんと報告してくださいと広げられていくわけですから。そうすると、事故が起こったこととか、マイナスの点の数字だけが独り歩きしていくと必ずしも正確ではないですし、むしろいじめ防止のための教育だとか、啓発をしっかりとやっているのだよということは、この数字にちゃんと表れてくると期待しますので、是非これを継続的に見ていただきたいと思います。

統括指導主事（清水） 報告にこの調査項目を載せさせていただいたのは今年度初めてでございましたので、経年でやはりおっしゃるとおり見ていかなければ、手だて等が十分なのかといった検証もできないと思いますので、経年変化をちょっとお調べして、またお伝えしたいと思います。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

前田委員 今のところなのですが、この「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」というのを、「どちらかといえば当てはまる」と書いた子どもたちはどんな気持ちでこれを書いたのかなというのが結構関心があって、これは多分文科省がやっている調査なので、自由記述とかはないものだと思うのですが、ここを子どもたちとの一つのテーマにして対応が進むと、もう少し子どもたちの気持ちが表れたり、こういうことはどうなのだろうという、そういう学びになるのかなと思います。この結果を踏まえて一緒に子どもたちと考えて、是非次につなげてほしいなというそういう内容だと思いました。

もう一つが、「教科に対する調査結果」。これは平均ということで出し

ているのですけれども、よく山が2個できるのが、結構数学とか英語とか、特に中学校で出てくることかなと思うので、平均で見るのが正確なのかどうか、ちょっと私自身もあまり統計のことに明るくないので分からないのですが、これで対応が見えてくるのかが、私がもし教員の立場になった時にどうなのかなと思ったりもしたので、子どもたちの実態がよく見えるような調査の方法というの、是非。これは文科省のものなので、これにどうというわけではないのですけれども、そういう取組も並行して走っていくといいのかなと思いました。

統括指導主事（清水） 平均というと本当にざっくりとした結果になってしまうなと思いますので、おっしゃるとおりかなと思います。ただ、杉並区は二極化ではなくて、実は何問ぐらい正解しているかというのが割と高いほうの山になっているという結果が出ておりますので、割と杉並区に関しては、この平均正答率がそのままと捉えてもよいのではないかなと考えています。以上です。

前田委員 ありがとうございます。多分、小学校と中学校の点数が下がっていくのも、やはり私立の子が抜けていたりとかいろいろあると思うのですけれども、傾向として、今のお話は「なるほど」と思ったりしました。定期テストの結果を見たりするとそうなのですが、そこはやはり意欲の差とかいろいろあるのかなと思いながら伺っておりました。

改めて、これだけ見て全ての学校がどうしていくという話まではなかなか難しいと思うので、何か学校単位とか学年単位でいろいろスライスしながら、先生たちの子どもたちへの取組が、いい一歩が進められるような、そういう情報が得られるといいなと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

伊井委員 今こういうものが全て正答率で数字として表れていくのですけれども、じゃあここでできなかった、不正解だった数字というのはどうしても出てこないではないですか。その辺りも、これは文科省がやっていることも難しいと思いますが、各学校の細かい調査でも構わないので、やはりどこにつまずいているかということからは目を離さないでいただいて、子どもたちを支えていただけたらいいなと思います。よろしくお願いします。

統括指導主事（清水） 実は学校ごとの結果も学校には詳細を戻しておりまして、個別票、個人票も学校にはお返ししていて、保護者会等で個別に返却をしております。そこでできていない問題等を学校で分析するのも必要でございますし、個人でもやはり振り返ってもらうことが、おっしゃるとおり必要だと思いますので、そこを声かけしていく必要はあるかなと考えます。ありがとうございます。

教育長 せっかくですので、今回、質問調査でこのいじめ以外の部分で杉並区の特徴として何か見られたところがあれば、ご紹介いただけますか。

統括指導主事（清水） 特によかったといいますか、ほぼほぼ杉並区は平均より上回っているのですけれども、家庭に本をたくさん持っているというのが飛び抜けてといいますか、かなり上回っておりました。それから、家庭でタブレット端末を使用している時間が少ないというのも、割と杉並区の傾向としては出ているのかなというところがございます。

教育長 ありがとうございます。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、報告事項6番についての質疑を終わります。報告事項については、以上でございます。

教育長 それでは、冒頭決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。その前に、庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会の定例会につきましては、議会のスケジュールの関係から日程を変更させていただいております。2月5日水曜日、午後2時からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは、日程第3、議案第4号「令和7年度杉並区一般会計予算について」、改めて質疑から再開させていただきたいと思います。

庶務課長 それでは、先ほど休憩前に説明は終了させていただいておりますので、その説明内容につきまして、何かご意見、ご質問などがございましたらお願いいたします。

前田委員 16 ページの「学校・教育委員会事務局の職員向けリスクマネジメント研修の実施」というのがあるのですけれども、これはいろいろ

ろ学校現場での事件があったと思うのですが、どの事案を受けてこの研修の実施を新規で上げているのかというのを、ちょっと改めて教えていただけますでしょうか。

教育人事企画課長 どの事案、どの事例という具体的なところではなく、コンプライアンスの部分ですとかガバナンスの部分、こういったところについて意識を高めていただく研修と、あと危機管理の部分、こういったところを、今現在のところはテーマとして予定しております。

前田委員 ありがとうございます。コンプライアンスとかガバナンスと言っているのは、学校の中のという感じですか。

教育人事企画課長 両面ございます。教育委員会としての事案ということで今回不適切事案の報告をさせていただいておりますので、そちらと、学校についても、今回この報告書の中で幾つかやはり危機管理の部分等も含まれておりますので、そういったところの関係で、詳細はまだこれからテーマを決めていくところにはあるのですが、教育委員会事務局並びに学校ということで、総じて、校長先生方、副校長先生方を含めての管理職研修も含めて、今現在、教育委員会で見直しをしているところでございます。

前田委員 多分これまでもされていたと思うのですが、何か改めて加えたいこととか、何かそういうものがあったりするのでしょうか。

教育人事企画課長 テーマとして、先ほど挙げさせていただいた2つの部分、いわゆるコンプライアンスガバナンスの部分と、危機管理については、これまで校長研修、副校長研修の中ではいわゆる教育課題に関するものが多かったので、そういったものは、今回学校サイドとしては新たなテーマとして持ってくるものかなというところです。

教育委員会事務局の研修については、それぞれの課ですとかそういったことではやっていたのですが、こういった形で行っていくというのはちょっと初めてとお見受けしておりますので、これからというところになっていきます。

前田委員 ありがとうございます。もしかして、例えば不適切事案があったとか、ああいうものの流れというわけではないということですか。

教育人事企画課長 今回の予算の計上については、不適切事案を酌んでというところの中身にはなっております。

前田委員 よく分かりました。多分こういうリスクマネジメントとかの

研修というのはよくあるのですが、具体的なケース検討がないと、「こうしましょう」と言ってもよく分からない部分があると思うので、今までやってきた中で課題だったからこれが追加されたのかなと思うので、改めて「こういう時にはこういうふうになるのです」という結構具体的なケースなんかも含めて、皆さんに考えてもらったり、アンテナを張ってもらえるような、是非そういう研修にしていっていただけたらなと思っております。多分、くぎのこととかうまく情報連携ができなかったとか、そういうところも含まれるということですよ。分かりました。認識できました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

對馬委員 6ページの、クラブ活動とか学校支援本部が実施する放課後の活動、これはどちらも拡充になっておりますけれども、今までもやっているとありますが、具体的に拡充というのは、学校数を増やすのかとか、活動数を増やすのかとか、そういった意味で、どういったところをまた変えていこうとしているのか、教えていただければと思います。

学校支援課長 拡充という部分につきましては、これまで高円寺学園で行っていたものを近隣のほか2校に広げるという意味合いでございます。

それともう一つ、緩やかなスポーツとか文化支援について、生徒たちとの懇談などもする中で、自分の学校で自分の学校の友だちと放課後に過ごしたいと、そんな希望も一定数持っているということがあることから、学校単位で設置されている支援本部がコーディネート役になった、いわば部活というよりは中学生の放課後活動的な、そんな取組を新たに取り組んでいこうというものでございます。

對馬委員 今の二つ目の、サークル活動みたいなそういうイメージですかね。今までの部活にはないものでも新しく集まりを作ろうみたいなのを、この支援本部さんに手伝ってもらいながらやっていこうかというイメージでしょうか。

学校支援課長 来年度につきましては、今、文化部として取り組んでいる部活について、部活動ではなくて支援本部の取りまとめの中で取り組んでもらおうという方向で始めようとしているものでございます。

對馬委員 ありがとうございます。この一つ目の今、高円寺学園でやっ

ているものを杉森中学校、高南中学校の3校で連携して、ある程度部員の数をまとめるというイメージなのかと思うのですが、この場合の移動手段であるとか、そういったところはクリアになっているとか、どうなっているのでしょうか。

学校支援課長 移動手段につきましては、基本的には徒歩か公共交通機関としております。ただ、保護者の希望によっては、一旦ご自宅に帰った後に自転車で活動する学校に移動するということについては、認めていく方向で考えております。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。

伊井委員 私は富士見丘中学校の部活というか、ニュースポーツとかを、実は去年の年末の11月とかに拝見しに行ったのですが、取り組んでいる内容とかよりも、教えてくださっている方々、地域の方々だったり、校庭では陸上部がすごく頑張っているながら、校舎内では違う活動を別の部屋でやっていて。図工室だったかな。その前には、浴風園で、あちらの皆さんのために花壇にチューリップの球根を植えているというような中学生の活動の姿を拝見したのですが、部活とかサークルというお話も今出ていますが、そこにとどまらない生徒さんたちの居場所としての価値観というか、新しい指導をしてくださる方や大人との関わりということでは、すごくいい人間関係というのでしょうか、それぞれ参加しているお子様方のいい居場所になっているというのは思ったので、いろいろな話合いを含めながら、今後も、今までのいわゆる頑張るぞという部活だけではない在り方みたいなものを検討していただけるといいのかなと思いました。ありがとうございました。

学校支援課長 今頂いたような観点を含めて、部活動という今まであったものを単に地域に移すということではなくて、中学生の放課後を豊かに展開していくということを地域の方と一緒に、当然生徒の意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。

学校整備・支援担当部長 ちょっと補足というか。区の中で、子どもの居場所方針ということ、もう少し大きな、要するに教育委員会だけではなくて、どうするかという議論をして今回方針が作られていくと。その中で、中学生とかの居場所と考えた時に、部活であり、緩やかな

文化部の活動だったりとか、様々な活動があつてこそ居場所というところになってきますので、今までの分けられたものではなくて、もっと本当の広い意味での子どもたちの居場所ということで我々も取り組んでいかなければならないかなと考えている中の、まだ通過点というか始まったところですので、今後はいろいろな課題もあるでしょうし、そういったところをクリアにしながら、本当に子どもたちが過ごしやすい、地域の方にやはりいろいろな資源、学校支援本部だとか、そういった組織とかいろいろなものがありますので、そういうのが支えていって、そういった居場所のいい形が作れていければと思っています。

伊井委員 是非お願いします。教育長、富士見丘はリビングアート部でしたかね。

教育長 クラフトデザインです。

伊井委員 クラフトデザイン。そこも結構な人数がいて、一方体育館は、バドミントンとかをやっていたり。そこは人数が少ないですけど、そこを支えていらっしゃる方がそれぞれすごく温かくて、子どもとの距離感には積み重ねてこられた経験をやはり感じました。いろいろな困難もあると思います、ご苦勞もあると思いますが、ゆう杉並もそうだったのではないですか。よく中学生というのは、公園でちょっと遊んでいても「たむろしている」みたいに通報されたり、そういう悲しい局面もあったりするのですが、今そうではないかもしれませんけれども。どこでどういう時間を過ごしていくのかというのを、大人が支えてくれたり、大人と一緒に考えてくれるというのは、すごく前に進む一歩になるのかなと思いましたので、是非お願いしたいです。よろしくお願いします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。

大川委員 いじめ対策の点で、充実するという拡充の印がついていますが、このあたり、先ほど子どもに対する授業は何となくイメージできるのですが、教員研修というのがありますけど、この教員に対する研修というのは具体的にどういうものをイメージされているのか、また、先ほど前田委員のご発言でもありましたが、リスクマネジメント研修と同様というか、いじめに特化したものになろうと思いますけれども、そういった研修に、例えば特にいじめであれば、いじめ問題の対策委員会の委員も一緒に希望すれば受けられるようにしていただ

いたりとか、または我々も何かチャンスがあれば受けられるようにしていただきたいという希望がありますけれども、まずこの教員研修はどのようなものを予定されているのかを教えてください。

統括指導主事（加藤） 令和7年度の研修について、いじめの対策の内容につきましては、まずは職層に応じた内容というものを今考えていまして、初任者を中心とした若手の教員、そして中堅の教員、そして生活指導主任のような、管理職ではないですが学校の中でいじめの対応の中心を担う教員、そして管理職向けの研修。例えばですけれども、やはり初任者、若手の教員は、先ほど申し上げた子どもの変化をどのように見取っていったという部分ですとか、あとはやはり区のいじめ防止対策推進基本方針と、いじめの対応マニュアル、そのベースとなっている都や国のガイドライン、そうしたものをやはり学んでいただく必要がありますので、そういった内容。一方、管理職については、繰り返しこうした研修は行ってきておりますが、そうした中でやはり学校いじめ防止基本方針の重要性、また、学校いじめ防止基本方針に基づいた学校いじめ対策委員会を中心としたいじめの対応、そしてその対策委員会を運営していく方法ですとか、やはりそういった職層に応じた研修の内容を現在は計画しているところです。

加えて、集合型の研修だけではなく、10分程度の動画視聴の研修。そういった動画のデータを格納しておいて、教員が学びたい、視聴したい、確認したいといった時に見られるような、そういった内容を計画しております。

大川委員 ありがとうございます。実際のいじめ問題対策委員会が調査を行う、調査をする場面が出てくると、現場の教員の方々はどのようにすることが適切だったかというのを調査委員の方が正確に把握していないと、調査も方向を間違えたりとか、緩過ぎる結果になったり、または厳し過ぎる結果になったりという点がありますので、是非調査委員会にも見える形で研修を行っていただきたいと思うのですね。

それと同時に、いじめ問題対策委員会の調査では、教育委員会に対する調査というのも必ず含まれる。そこの事前の防止対策とか、研修が不十分であれば、それは必ず調査対象になってきますので、是非それを最初のうちからきちんと、研修というのは重要性があるものだという事で取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

庶務課長 今、いじめ問題対策委員会のメンバーの方も研修の参加の機会というお話がございました。いじめ対策委員会については、会議に来ていただく、またはヒアリングの都度に謝礼をお支払いしている関係があるので、そことの整理なんかをしながら、どういう形で参加していただくのか、また、情報共有されるのか、ちょっと検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

ほかには。

前田委員 先ほどの「学校支援本部が実施する放課後等の活動の支援」についてなのですが、文化部について、来年度学校支援本部の方が中心となってということなのですが、これは具体的にもう決まっている部分があるのでしょうか。例えば吹奏楽部なのかとか、美術部なのかとか、何か決まっていることがあれば教えてください。

学校支援課長 現在、当該校と調整しながら、今ある部活の中で切り替えていくので、緩やかなスポーツ、あるいは文化活動ということで、いわゆるきっちりとした運動系ではないところで進めようとしている状況でございます。

前田委員 ありがとうございます。例えば指導する人は特にいなくてみたいな感じのイメージなのですか。

学校支援課長 指導する方も、部活動指導員と同じぐらいの位置づけで置くと。それと、地域の方にそうした指導者のコーディネートをお願いしますので、そのコーディネートに関わる経費の部分も、担っていただく方にお支払いしていきたいなと、そんな枠組みで今、考えております。

前田委員 ありがとうございます。結構、朝遊びも含めて、学校支援本部が結構役割が増えていくのかなと見えているのですが、学校支援本部もいろいろ学校によって体制が十分なところと、なかなか人が見つからなくてとか、そういう部分もあったりするのかなと思うのですが、今モデルとして始めようとしているところは、多分そこが割ときちんとしているところなのかなと思うのですが、今後そうではない学校も出てくるとは思うのですが、そこに対してどんな手当ができそうみたいな、何か見立てはあるのでしょうか。

学校支援課長 来月行います学校支援本部みらい会議に出席される方、あるいはそこに出席できない本部、そうしたところをきっかけにしな

がら、今後の持続性の部分で課題を抱えているところにつきましては、私たちも直接相談に乗ったりと考えておりますし、令和5年10月に地域学校協働活動推進員という方たちを委嘱していますので、一緒に知恵を出していただいて、時には伴走支援していただいてということで、今後に向けて支援本部の役割が広がっていくのに対応して、より広く地域の人たちの協力を得られるような、そんな運営に向けたサポートをしていきたいと考えております。

前田委員 ありがとうございます。今までPTAを卒業した方がなったりするケースがあったと思うのですが、だんだんPTAもいろいろ難しさがある中で、終わった後になかなか入ってもらえないみたいなケースもあると伺ってはいるので、うまくいろいろな方を巻き込みながら、地域でいろいろな活動が広がっていったらいいなと思っております。引き続きよろしく申し上げます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第4号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第4号につきましては、原案のとおり可決といたします。それでは、最後に報告事項2番の説明をお願いします。

庶務課長 それでは、報告事項の2番、「区立学校教育管理職の人事異動について（令和7年2月1日付け）」、教育人事企画課長からご説明申し上げます。

教育人事企画課長 区立学校の学校管理職の人事異動が、令和7年2月1日付けで行われますのでご報告いたします。杉並区立井草中学校は、令和6年12月31日付けの田口克敏校長の退職に伴いまして、2月1日付けで八王子市立城山中学校の今泉智英副校長が、昇任で校長として着任いたします。

簡単ではございますが、私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろ

しいでしょうか。

では、特にご意見、ご質問がございませんので、2番についての質疑は終了とさせていただきます。

教育長 それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。